

番号：180275

国名：ヨルダン

担当部署：人間開発部 高等教育・社会保障グループ 社会保障チーム

案件名：労働安全衛生分野における職業訓練公社機能強化プロジェクト（労働安全衛生分野における訓練計画策定指導）

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：労働安全衛生分野における訓練計画策定指導
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2018年9月下旬から2018年10月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.25M/M、現地 0.57M/M、合計 0.82M/M
- (3) 業務日数：  
国内準備 2日 現地業務 17日 帰国後整理 3日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：9月5日（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）  
提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型）>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）（<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>）をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2018年9月18日（火）までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事予定者の経験・能力等：
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	職業訓練・指導員訓練に係る各種業務
対象国/類似地域	ヨルダン/全途上国
語学の種類	英語

### 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

ヨルダンでは、年間約15,000件の死傷災害、うち約150件の死亡災害が発生しており、労働災害は深刻な課題となっている。ヨルダン政府は1996年に労働法を制定して労働安全衛生規定を明文化し、従業員数20人以上の組織や企業に対し、国の認定を受けた労働安全衛生管理者の採用を義務づけた。しかし、対象企業数3,000社に対して資格を有する労働安全衛生管理者は僅か約300人に留まっており、労働安全衛生管理者の人材育成に係るニーズに追いつけていない。また、労働省・保健省・社会保障公社及び職業訓練公社（Vocational Training Corporation。以下

「VTC」とする）はこれら4者からなる労働監督委員会を設置し、企業に対する抜き打ちによる訪問監督を実施しているが、限られた数の監督チームによってすべての事業所に法規を徹底させることは困難な状況にある。

このような状況を改善すべく、労働安全衛生管理者の認定権限を有するVTCが所管する、首都アンマンに位置する労働安全衛生センター（Occupational Safety and Health Institute。以下、「OSHI」とする）では、労働安全衛生に関する研修、コンサルテーション・サービス、意識向上活動などを行っているが、技術的なノウハウや資機材が不足している。また、労働安全衛生管理者をヨルダン全国の対象企業に配置する上で、現在のVTCの活動拠点がOSHIの1カ所に留まっていることに鑑みると、同組織の労働安全衛生に関する業務の質的改善に加え、面的拡大を図ることが喫緊の課題となっている。

本プロジェクトはVTC傘下の3カ所の職業訓練センター（在アンマンのOSHI、ハカマ職業訓練センター、アカバ職業訓練センター）の労働安全衛生に係る①研修、②技術・管理コンサルテーション、③意識向上に関するサービス提供が強化されることを目標に、アンマン県、イルビッド県（※職業訓練センターのあるハカマはイルビッド県の工業都市）、アカバ県における企業等の労働災害防止のための安全衛生管理の向上に寄与すべく、2017年3月～2021年2月までの4年間の予定で開始され、業務調整／研修企画の専門家が2017年3月より派遣されている。

本プロジェクトでは、労働安全衛生研修及び企業への労働安全衛生のコンサルテーションが可能な職員を指導するマスタートレーナーを育成することとしており、マスタートレーナーが中心となって労働安全衛生に係る研修及びコンサルテーション・サービスの能力向上と、それらの提供機会のヨルダン全土への拡大を図っている。

他方で、現時点では、(A) マスタートレーナー自身が労働安全衛生に係る研修向けにマニュアル等を作成するにあたり、労働安全衛生分野の知見、指導経験を十分に有していないこと、(B) 労働安全衛生分野の研修等を受講したい企業等の要望を的確に反映させた訓練カリキュラムや関連教材の作成が求められるが、マスタートレーナーにそれらの能力・技術が不足していることが課題として挙げられる。

これらの状況を改善すべく、(A)に関しては、マスタートレーナーが労働安全衛生に係る研修向けに「労働安全衛生トレーニング指導マニュアル」及び「コンサルテーション・サービス実施マニュアル」等の策定を手掛けるに先立ち、マスタートレーナーに標準作業手順書（Standard Operating Procedure。以下、「SOP」とする）の手法を習得させることが必要と考えられる。マスタートレーナーは労働安全衛生分野における専門知識や指導経験が十分ではないため、SOP手法の習得を通して労働安全衛生に係る技術的知見を深めさせるとともに、各マニュアルの品質向上を図るものである。(B)に関しては、企業等が有する労働安全衛生分野の研修内容の要望に応じて、少人数・短期間でのカリキュラム策定が可能で、同時に訓練実施に必要な時間配分表、訓練項目のマトリックス等も作成できる「職業能力の構造に基づくカリキュラム開発」（Curriculum Development Based on Vocational Ability Structure。以下、「CUDBAS」とする）の手法を指導することが効率的と考えられる。

なお、プロジェクト開始以降、既存の労働安全衛生管理者養成の長期研修「Supervisor Course」のカリキュラムが現場環境のニーズに沿っていないことから、カリキュラムの改訂を見据えて1,000社以上を対象とした企業ニーズ調査を実施した。また、プロジェクトと関係省庁とのステークホルダー会議やワークショップを重ね、2018年7月に改訂カリキュラム案が完成し、現在は承認機関からの新カリキュラムの認定を待っている段階である。

これらの背景のもと、上記SOP手法及びCUDBAS手法の指導及びこれらを用いた訓練計画策定が可能な専門家を派遣し、マスタートレーナーの同手法の習得を助け、各地方の職業訓練センターで

各地企業ニーズに応じた短期の労働安全衛生分野の研修を策定することを目的とした研修を実施する。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、業務調整／研修企画の専門家と協力し、労働安全衛生分野における訓練計画策定専門家として、ハカマ職業訓練センター、アカバ職業訓練センター等に所属するマスタートレーナー（対象者26名を予定）に対するSOP手法及びCUDBAS手法を用いた技術移転を担当する。現地派遣中は、マスタートレーナーに対するSOP手法に係る研修を1週間、CUDBAS手法に係る研修を1週間実施する。具体的な業務内容は以下のとおり。

### （1）国内準備期間（2018年9月下旬）

- ①プロジェクト関係資料（基礎情報収集・確認調査、詳細計画策定調査、実地調査報告書等）を確認し、プロジェクトの内容及び進捗状況について把握する。
- ②JICA本部、JICAヨルダン事務所及び現地派遣中のJICA専門家と相談し、現地で実施する研修の内容を確定する。
- ③研修での講義内容を準備する。
- ④現地派遣期間に実施すべき業務の計画をワークプラン（和文、英文）に取りまとめ、JICA本部に提出する。

### （2）現地派遣期間（2018年9月下旬～2018年10月中旬）

- ① ワークプランに基づき、JICAヨルダン事務所及び現地派遣中のJICA専門家と、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打合わせる。
- ② SOP手法に関する研修を実施する（1週間）。
  - ②-1 マスタートレーナーに対しSOP作成手法の指導（作成実演を含む）を行う。
  - ②-2 マスタートレーナーが策定を手掛ける「労働安全衛生トレーニング指導マニュアル」及び「コンサルテーション・サービス実施マニュアル」策定への助言を行う。
  - ②-3 マスタートレーナーに対しSOP作成手法に係る指導員育成手法の指導を行う。
- ③ CUDBAS手法に関する研修を実施する（1週間）。
  - ③-1 マスタートレーナーに対しCUDBAS手法に係る関連技術の指導を行う。
  - ③-2 マスタートレーナーに対しCUDBAS手法を用いたカリキュラム・訓練時間割等の実習課題の提示・指導を行う。
  - ③-3 マスタートレーナーに対しCUDBAS手法に係る指導員育成手法の指導を行う。
- ④ 現地業務結果報告書（和文、英文）を作成し、JICAヨルダン事務所に提出する。

### （3）帰国後整理期間（2018年10月中旬）

- ①専門家業務完了報告書（和文）を作成し、監督職員に報告する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

### （1）ワークプラン

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

和文、英文／電子データで提出。

### （2）現地業務結果報告書

記載項目は以下のとおり。

- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況
- ③業務実施上遭遇した課題とその対処

和文、英文／電子データで提出。

(3) 専門家業務完了報告書

記載項目は以下のとおり。

- ①業務の具体的内容
- ②業務の達成状況
- ③業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④プロジェクト実施上での残された課題
- ⑤その他

研修で使用した資料等があれば参考資料として添付すること。  
体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。  
和文1部。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。

留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒アンマン⇒日本を標準とします。

(2) 人件費単価

本業務における人件費単価は、2018年度単価を上限とします。

<https://www.jica.go.jp/announce/information/20180305.html>

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地派遣期間は、以下を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

2018年9月28日（金）～10月14日（日）

②現地での業務体制

本業務に係るプロジェクトにはJICA専門家（業務調整）が派遣されており、現地にて、連携して業務を実施して頂く予定です。現地派遣中のJICA専門家との連携・役割分担の方法については、研修の会場確保等のヨルダン側カウンターパートとの調整はJICA専門家が、研修の実施は本業務従事者が行う予定です。

③便宜供与内容

JICAヨルダン事務所または/及びヨルダン側カウンターパートによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

必要な移動に係る車両の提供（市外地域への移動を含む。）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

あり

カ) 執務スペースの提供

C/PがVTC内の執務スペース（アンマン）提供予定。インターネット環境有。

## (2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料を当機構人間開発部高等教育・社会保障グループ社会保障チーム (TEL:03-5226-8352) にて配布します。
  - ・ヨルダン国「労働安全衛生分野における職業訓練公社機能強化プロジェクト」詳細計画策定調査報告書
  - ・ヨルダン国「労働安全衛生分野における職業訓練公社機能強化プロジェクト」モニタリングシート
  - ・ヨルダン国「労働安全衛生分野における職業訓練公社機能強化プロジェクト」追加ニーズ調査（ヨルダン企業に対して実施したニーズ調査）の分析結果
- ②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
  - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
  - イ) 提供依頼メール：
    - ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
    - ・本文：以下の同意文を含めてください。  
「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

## (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。また、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に登録ください。現地の治安状況については、JICA モンゴル事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」 (<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上